

## 同月過誤に関する注意事項

### 1) 過誤処理を行う月と同月に再請求を行わなければならない

過誤処理を行う月と同月に再請求を行うのが“同月過誤”です。

そのため、保険者に過誤申立の手続きを行った際に、「何月に過誤処理を行うか」をしっかりと確認したうえで、過誤処理を行う月の10日までに再請求分の請求明細書を本会に提出していただく必要があります。

再請求分の請求明細書が提出されなかった場合、もしくは提出があってもその請求明細書が返戻対象となった場合には、通常過誤と同じ取り扱いとして処理することになりますので、ご注意ください。

### 2) 同月過誤でも請求額と相殺ができない場合がある

過誤処理と再請求を同月に行うことにより、事業所の支払額への影響を少なくするのが同月過誤の主な目的ですが、過誤処理による返還額、再請求による請求額及び当月分の請求額の大小によっては支払額がマイナスとなることもあります。

支払額がマイナスとなった場合、事業所から本会へその額をお振込みいただくこととなりますので、ご注意ください。

### 3) 給付管理票を修正するタイミングに注意しなければならない

過誤処理を行う月に給付管理票の修正はできません（給付管理票を本会に提出いただいても「ANN7：同月に市町村等による過誤調整を実施済」というエラーが発生し、返戻となります）。

通常過誤であれば、再請求を行う月に合わせて給付管理票の修正を行えばよいのですが、同月過誤の場合は「再請求を行う月＝過誤処理を行う月」となるため、再請求を行う月に合わせて給付管理票の修正を行うということができません。

そのため、同月過誤では下記のタイミングで給付管理票の修正を行う必要があります。

○給付管理票に記載されている計画単位数を増やす

→同月過誤を行う月の前月まで

○給付管理票に記載されている計画単位数を減らす

→同月過誤を行った月の翌月以降